

居宅介護支援事業所ほほえみ運営規程

(事業の目的)

第1条 はるな生活協同組合が開設する居宅介護支援事業所ほほえみ（以下「事業所」という。）が行なう指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- (1) 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なうこと。
- (4) 事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 ほほえみ
- (2) 所在地 高崎市高関町5-1-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員5名（常勤4名内1名は管理者兼務、3名は常勤専従、1名は非常勤専従）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 業務の状況に応じて、職員数を増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日および年末年始（12月30日～1月3日）は休みとする。
- (2) 営業時間 午前9時～午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定居宅支援を提供した場合の利用料の額は、「厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額」とし当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、高崎市（旧群馬郡、旧多野郡吉井町および旧多野郡新町地域を除く）とする。

(苦情処理等)

第9条 事業所は、提供した居宅介護支援事業所に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、居宅介護支援事業所の関わる自宅・事業所などに、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第11条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1週間以内

（2）継続研修 年2回

（3）各種研修会への参加

2 従業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者の協議とに基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成20年4月1日、5月1日、平成21年2月25日、4月1日、平成22年1月1日、平成23年8月1日、平成24年3月23日、平成27年5月1日、平成28年8月15日、平成30年2月1日、4月1日、6月1日、令和元年10月1日、令和5年9月1日、令和7年4月1日に改定した。